

# 青森県報

第三千七百十二号

平成二十五年  
七月三日

(水曜日)

## 目次

### 告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) ……	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同) ……	一
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) ……	二
基本測量の実施……………	(監理課) ……	三
基本測量の終了……………	(同) ……	三
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課) ……	三
右 同……………	(同) ……	四
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) ……	四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域 県民局) ……	五
右 同……………	(同) ……	五
右 同……………	(同) ……	六
出先機関		
土地改良区の役員の退任……………	(中南地域 県民局) ……	六
土地改良区の定款変更の認可……………	(同) ……	六
土地改良区の役員の退任……………	(上北地域 県民局) ……	六

### 教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札…………… (学校施設課) ……七

## 告 示

青森県告示第五百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名称 社会福祉法人抱民舎 主たる事務所の所在地 弘前市大字高屋三丁目七三五の五	就労継続支援A型	名称 c o n a 所在地 弘前市大字富田二丁目三の二六	平成 二五・六三〇
名称 社会福祉法人抱民舎 主たる事務所の所在地 弘前市大字高屋三丁目七三五の五	就労移行支援	名称 クレッシエ 所在地 弘前市大字賀田一丁目九一の一	"

青森県告示第五百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マエタ調製薬同城西店	弘前市大字南城西二丁目三の七	平成 三・七・一

豊森県弘前市長第五五五十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成二十五年五月二日、同月八日及び同年六月七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十五年七月三日

豊森県知事 三 塚 申 吉

製 造 事 業 場 等 の 名 称 及 び 所 在 地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違 反 の 内 容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他 水分%	
フエードグローブ株式会社東日本本社 釜淵運送(有)八戸倉庫 八戸市大字市川町字赤川下42の8	同左	日配 若令牛育成用 配合飼料 若牛用すみれ	25.4	14.8	3.3	0.67	0.47	2.8	4.4	-	-	-	-	-	-	13.2	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	スル中印大すう育成 用配合飼料 コックスマリット育成	25.4	14.3	3.9	0.96	0.93	4.7	6.2	-	-	-	-	-	2,500	11.1	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	スル中印種豚飼育用 配合飼料 ハイタルラクト	25.4	19.9	7.8	1.22	0.84	3.0	6.3	-	-	-	80.0	-	-	11.1	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	スル中印プロイラー 肥育前期用配合飼料 ヒナ銀付E	25.5	25.0	4.0	0.90	0.70	1.5	5.3	-	-	-	-	3,000	-	12.1	
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 モ - ちゃん05	25.5	17.6	3.1	1.35	0.70	4.4	8.2	-	-	-	70.5	-	-	12.9	
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	25.6	18.4	6.3	4.07	0.60	2.3	12.8	-	-	-	-	2,800	-	11.1	
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 ニューアラテイラA	25.5	19.9	5.9	1.01	0.66	0.9	5.5	-	-	-	81.0	-	-	11.0	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百五十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量、水準測量及び電子基準点現地調査）

二 作業期間

平成二十五年七月四日から平成二十六年三月十四日まで

三 作業地域

1 国土調査に伴う基準点測量

五所川原市

2 水準測量

青森市

3 電子基準点現地調査

青森市

弘前市

八戸市

黒石市

五所川原市

十和田市

三沢市

むつ市

東津軽郡平内町

東津軽郡今別町

東津軽郡外ヶ浜町

西津軽郡鱒ヶ沢町

西津軽郡深浦町

南津軽郡大鰐町

北津軽郡中泊町

上北郡野辺地町

上北郡六ヶ所村

下北郡東通村

下北郡風間浦村

下北郡佐井村

三戸郡五戸町

三戸郡田子町

青森県告示第五百五十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法

（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（災害復興計画に伴う空中写真撮影）

二 作業期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年五月三十一日まで

三 作業地域

八戸市

上北郡六戸町

上北郡おいらせ町

三戸郡五戸町

三戸郡南部町

三戸郡階上町

青森県告示第五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、東北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十五年六月二十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

東北町

二 都市計画事業の種類

東北都市計画下水道事業（東北町公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年八月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年三月十日青森県告示第百七十七号）の事業地から変更なし。
- 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年三月十日青森県告示第百七十七号）の事業地から変更なし。

青森県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、上北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十五年六月二十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
東北町
- 二 都市計画事業の種類  
上北都市計画下水道事業（東北町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成八年九月六日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年三月十日青森県告示第百七十八号）の事業地から変更なし。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年三月十日青森県告示第百七十八号）の事業地のうち、東北町大字上野字新堤向地内において事業地を変更する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
十和田南ショッピングセンター  
十和田市大字相坂字小林二一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五年七月三日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更無し	
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の一 代表取締役 村田隆一	変更無し	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五年七月三日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更無し	

株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	変更無し	
株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目二一の 五 代表取締役 野口実	変更無し	

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十五年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社福土建設

二 代表者の氏名 福土 地美子

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字今別字中沢一六三の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 二〇)第一三一四八号

五 取消年月日 平成二十五年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤本建築

二 氏名 藤本 好司

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一七八の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一三五七九号

五 取消年月日 平成二十五年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十五年六月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 浅井建築サービス

二 氏名 浅井 完治

三 主たる営業所の所在地 青森市花園二丁目七の五〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇三三〇号

五 取消年月日 平成二十五年六月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

中南地域県民局長 高 原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理事	仲野 佳尚	弘前市大字高杉字山下二八九の三	平成二五・六・六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、相馬土地改良区の定款の変更を平成二十五年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

中南地域県民局長 高 原 至 智

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理事	瀬川 茂夫	上北郡東北町上北南二丁目三二の一五七	平成二五・六・二〇

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年七月三日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種二号）

七百三十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成二十六年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の二又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に

より、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十五年七月二十五日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十五年八月十五日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟五階 学校施設課入札室

平成二十五年八月十六日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
730 kiloliter

2 Delivery period:

From the day of the commencement of the contract to **March 31, 2014**

3 Delivery place:

Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:

5:15 p.m. August 15, 2013

5 Contact point for the notice:

School Facility and Management Division,  
Aomori Prefectural Board of Education  
2-3-1  
Shimamachi Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭